

# 2015 N-ONE OWNER'S CUP 特別規則

文中のアンダーライン部は 2014 年からの変更箇所を示す。



## ■ 1 総則

### 1・1 組織、大会

2015 N-ONE OWNER'S CUP は、Honda ワンメイクレース事務局 (HORS) 統括のもと、各大会主催者が社団法人日本自動車連盟 (JAF) 公認による「2015 N-ONE OWNER'S CUP」の名を付したレースとしてそれぞれ組織、開催する。

各大会の大会組織委員会、大会審査委員会、および競技長、その他競技役員は、各大会特別規則にて公示される。

### 1・2 規則

2015 N-ONE OWNER'S CUP は、以下に従って開催される。

- ・ 「2015年 国際自動車連盟 (FIA) モータースポーツ競技規則」
- ・ 「2015年 JAF 国内競技規則」
  - －自動車登録番号表付車両によるレース開催規定
  - －2015年 JAF 国内競技車両規則
- ・ 「2015 N-ONE OWNER'S CUP 特別規則」(本特別規則)
- ・ 「各サーキット一般競技規則」
- ・ 「各大会特別規則」

すべての参加者は、これらの諸規則に精通しており、これらを遵守するとともに各主催者、競技役員および Honda ワンメイクレース事務局の指示に従う義務を負うものとする。

#### 1・2・1 ブルテン

本特別規則発行後に規則の制定、改定などが生じた場合は「2015 N-ONE OWNER'S CUP ブルテン」として公示され、Honda ワンメイクレース事務局より公式ホームページに掲載される。



2015年2月13日 制定

## ■ 2 レース日程 / エントリー

### 2・1 レース日程

	開催日	開催イベント	開催地	主催者
Rd.1	4月18日(土)	全日本選手権スーパーフォーミュラ 第1戦	鈴鹿サーキット	・(株)モビリティラント ・鈴鹿モータースポーツクラブ(SMSC)
Rd.2	5月9日(土)	全日本フォーミュラ3選手権 第3戦、第4戦、第5戦 /スーパーもてぎチャンピオンカップレース	ツインリンクもてぎ	・(株)モビリティラント ・エムオースポーツクラブ(MOSC)
Rd.3	5月23日(土) -24日(日)	全日本選手権スーパーフォーミュラ 第2戦	岡山国際サーキット	・(株)岡山国際サーキット ・アイダクラブ(AC)
Rd.4	6月20日(土)	富士チャンピオンレースシリーズ 第3戦	富士スピードウェイ	・富士スピードウェイ(株) ・富士モータースポーツクラブ(FMC)
Rd.5	7月12日(日)	ゴールドカップレース 第3戦	オートポリス	・(株)オートポリス ・オートポリス倶楽部(APC)
Rd.6	7月18日(土) -19日(日)	全日本選手権スーパーフォーミュラ 第3戦	富士スピードウェイ	・富士スピードウェイ(株) ・富士モータースポーツクラブ(FMC)
Rd.7	8月22日(土)	全日本選手権スーパーフォーミュラ 第4戦	ツインリンクもてぎ	・(株)モビリティラント ・エムオースポーツクラブ(MOSC)
Rd.8	9月12日(土) -13日(日)	全日本選手権スーパーフォーミュラ 第5戦	オートポリス	・(株)オートポリス ・オートポリス倶楽部(APC)
Rd.9	10月17日(土) -18日(日)	全日本選手権スーパーフォーミュラ 第6戦	スポーツランド SUGO	・(株)菅生 ・菅生スポーツクラブ(SSC)
FINAL	調整中			

2015年2月13日 制定

## 2・2 レース周回数、決勝出場台数

	開催地	レース周回数 (レース距離)	決勝出場台数
Rd.1	鈴鹿サーキット	5.807km x 6 周 (34.8km)	39 台
Rd.2	ツインリンクもてぎ	4.801km x 7 周 (33.6km)	44 台
Rd.3	岡山国際サーキット	3.703km x 8 周 (29.6km)	41 台
Rd.4	富士スピードウェイ	4.563km x 7 周 (31.9km)	44 台
Rd.5	オートポリス	4.674km x 7 周 (32.7km)	45 台
Rd.6	富士スピードウェイ	4.563km x 7 周 (31.9km)	44 台
Rd.7	ツインリンクもてぎ	4.801km x 7 周 (33.6km)	44 台
Rd.8	オートポリス	4.674km x 7 周 (32.7km)	45 台
Rd.9	スポーツランド SUGO	3.704km x 8 周 (29.6km)	44 台
FINAL	調整中		

## 2・3 参加申し込み

## 2・3・1 申し込み先

Honda ワンメイクレース事務局 (株式会社 M-TEC 内)

TEL : 048-462-3131(代表) E-mail : info@n-one-owners-cup.jp

## 2・3・2 申し込み方法

参加申し込みは参加者(エントリー)またはドライバーが、N-ONE OWNER'S CUP 公式ホームページ  
( <http://www.n-one-owners-cup.jp/> ) からオンラインにて行う。

なお、やむ負えずオンライン以外で申し込みを行う場合、1戦当たりの参加料に別途¥5,400 (消費税込み)の事務手数料を Honda ワンメイクレース事務局に支払うものとする。

## 2・3・3 車名

参加申込書に記載する車名は、「N-ONE」の文字を含む 15 文字以内の名称でなければならない。



2015年2月13日 制定

## 2・3・4 申し込み期間

	開催日	申し込み期間
Rd.1	4月18日(土)	3月9日(月)～3月29日(日)
Rd.2	5月9日(土)	3月30日(月)～4月19日(日)
Rd.3	5月23日(土)-24(日)	4月13日(月)～5月3日(日)
Rd.4	6月20日(土)	5月11日(月)～5月31日(日)
Rd.5	7月12日(日)	6月1日(月)～6月21日(日)
Rd.6	7月18日(土)-19日(日)	6月8日(月)～6月28日(日)
Rd.7	8月22日(土)	7月13日(月)～8月2日(日)
Rd.8	9月12日(土)-13日(日)	8月3日(月)～8月23日(日)
Rd.9	10月17日(土)-18日(日)	9月7日(月)～9月27日(日)
FINAL	調整中	

## 2・4 参加料

1戦当たりの参加料：¥35,640-（消費税込み）[消費税 8%抜き価格 ¥33,000-]（全戦共通）参加申し込み時にオンラインにて決済を行う。

なお、参加申し込み後の参加料は、Honda ワンメイクレース事務局により参加が拒否された場合を除き返還されない。

## 2・5 参加受理、参加拒否

①参加申し込み者に対しては、大会 7 日前までに Honda ワンメイクレース事務局から参加受理または参加拒否が通知され、参加受理された者には、主催者からの正式参加受理書と指名登録されたドライバー、メカニックなどのクレデンシャルおよび通行証等が交付される。

②参加受理後、不可抗力により出場ができなくなった場合は、すみやかに Honda ワンメイクレース事務局まで届け出をしなければならない。

## 2・6 参加申し込み定員

参加申し込み数が本規則2・2による決勝出場台数を超える場合、以下にて申し込みが受け付けられる。

Rd.1-Rd.9：参加申し込み時(参加料決済時)の先着順による受付

FINAL：以下項目順による上位優先受付

- ① Rd.1-Rd.9 有効ポイント数      ② Rd.1-Rd.9 上位入賞回数  
③ 総獲得ポイント数      ④ Honda ワンメイクレース事務局による決定



## ■ 3 スポーティング レギュレーション 【競技規則】

### 3・1 参加資格

#### 3・1・1 参加者(エンタラント)

参加者は、有効な 2015 年 JAF 競技参加者許可証(エンタラントライセンス)を所持するものでなければならない。ただしドライバーが参加者を兼任する場合はその限りではない。

なお Honda ワンメイクレース事務局は、参加申し込み受付に際してその理由を示すことなく、参加者を拒否することができる。

#### 3・1・2 ドライバー

ドライバーは有効な普通自動車免許を所持し、2015 年 JAF 競技運転者許可証(ドライバーライセンス)国内Aクラス以上を所持するもので参加者によって指名登録される。

なお Honda ワンメイクレース事務局は、参加申し込み受付に際してその理由を示すことなく、ドライバーを拒否することができる。

#### 3・1・3 ピットクルー(メカニック)

ピットクルーは満 18 歳以上で、参加者によって指名登録され最多 3 名までとする。

なお Honda ワンメイクレース事務局は、参加申し込み受付に際してその理由を示すことなく、ピットクルーを拒否、または選択することができる。

#### 3・1・4 保険

ドライバーは 900 万円以上、ピットクルーは 400 万円以上の当該レースに有効な保険に加入していなければならない。

なお各大会特別規則に定められている場合はその規定に従うものとし、ツインリンクもてぎ、鈴鹿サーキット開催レースについては、もてぎ・鈴鹿(MS)共済会に加入しなければならない。

### 3・2 参加車両

ホンダ N-ONE (形式:DBA-JG1)

タイプ: ターボモデル (Tourer/Premium Tourer)

#### 3・2・1 車両、機関交換の禁止

参加受付後の車両(ボディー)交換、エンジンおよびトランスミッションの脱着(交換)はいかなる場合も禁止される。



### 3・3 レース

レースは定位置からのグリッドスタートとする。スタートの方法、手順は各大会特別規則による。

#### 3・3・1 公式予選

レース公式予選上位 3 台のベストタイムの平均値に 130%を乗じたものを予選通過基準タイムとする。なお公式予選不通過者の決勝レース出場可否に対する最終判断は、当該大会審査委員会に委ねられる。

#### 3・3・2 完走周回数

優勝者の周回数の 70%以上とし、少数点以下は切り捨てられる。

#### 3・3・3 レース成立周回数

当初のレース周回数の 60%以上にてレース成立とし、30%未満の場合は不成立とする。なお 30%以上 60%未満の場合は成立するが、シリーズポイントは 50%に制限される。

### 3・4 競技番号(ゼッケン)

すべての参加者(エントラント)ならびにドライバーは、競技番号を Honda ワンメイクレース事務局(HORS)に申請しなければならない。申請された競技番号は HORS の決定によりそれぞれに付与され、年間を通じて同じ番号を使用する。

なお各大会エントリー時には、参加者とドライバーにそれぞれ付与されている競技番号を選択して使用する。詳細は「2015 N-ONE OWNER'S CUP ブルテン ゼッケン規定」に別途定める。

#### 3・4・1 競技番号(ゼッケン)およびゼッケンベース

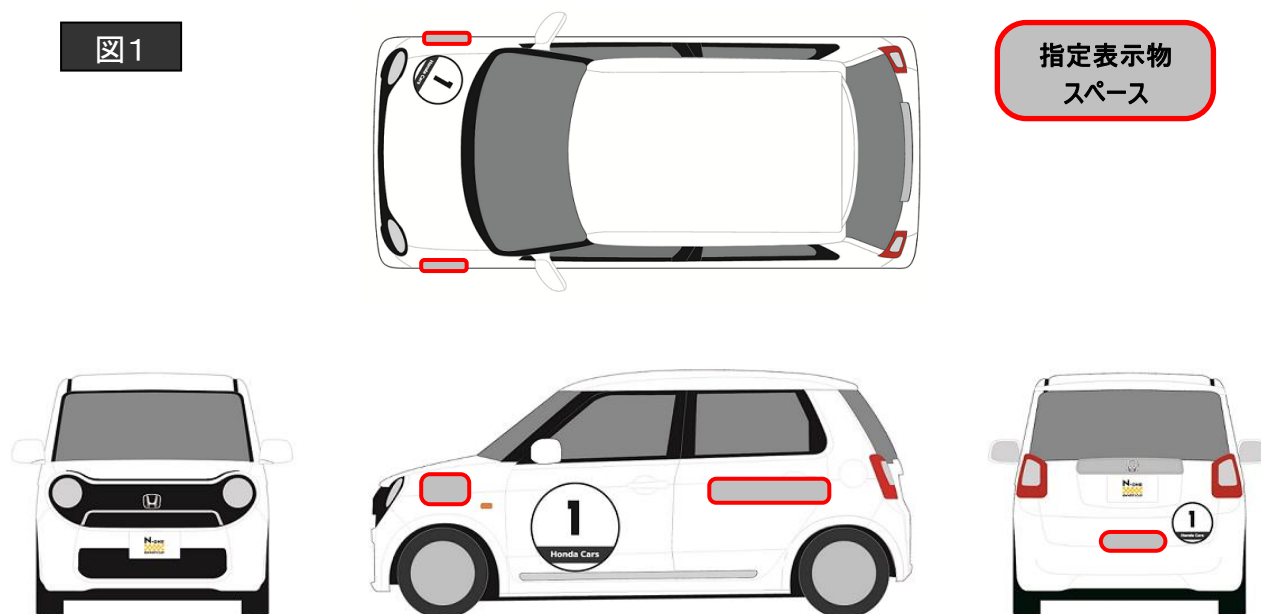
Honda ワンメイクレース事務局より指定品が配布され、図1の通りの位置、向きに表示が義務付けられる。年間1セットまでを無償とし、以降は有償とする。

### 3・5 指定表示物

参加者は、Honda ワンメイクレース事務局(HORS)および協賛各社の為に広告スペースを提供しなければならない。その範囲は図1の通りとし、各指定表示物は HORS より配布され、指定された位置への貼付が義務付けられる。上記スペース以外の場所は参加者自身の特定の広告を貼付できるが、HORSによって拒否される場合があることを予め承知していなければならない。



2015年2月13日 制定



### 3・6 エンブレム、ネーミングプレート

当初のままに保持されていなければならない。

### 3・7 ドライバー装備品

ドライバーは 2015 年 JAF 国内競技車両規則第4編「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する付則」および「各大会特別規則」に適合する下記装備品を整えること。

また、公式車両検査時に携帯もしくは着用し技術委員の点検を受けなければならない。

#### 【着用義務】

- ・競技用ヘルメット(フルフェイスタイプ)
- ・耐火炎レーシング スーツ / シューズ / グローブ / バラクラバ
- ・頭部および頸部の保護装置 [ Frontal Head Restraint (FHR) systems ]

ただし、同装置については導入期間を設け Rd.5(オートポリス)までは着用を強く推奨とし、2015 年 7 月 18 日 Rd.6(富士スピードウェイ)大会より着用を義務付けとする。

#### 【着用推奨】

- ・耐火炎アンダーウェア / ソックス

### 3・8 N-ONE OWNER'S CUP 車両パスポート

参加車両は、Honda ワンメイクレース事務局が年次ごとに発行する「車両パスポート」を備えなくてはならない。参加者は自身の参加車両の「車両パスポート」に必要事項を記入し、大会参加受付時に提出しなければならない。「車両パスポート」は、その車両の参戦履歴、改造箇所、公道走行車両検査履歴が明確に記録されていなければならない。





詳細は「2015 N-ONE OWNER'S CUP ブルテン 車両パスポート規定」にて別途定める。

### 3・9 車両検査

#### 3・9・1 公式車両検査

参加車両は当該車両規則に合致し出走可能な状態で、公式車両検査を受けなければならない。公式車両検査に合格した車両は、通常点検整備、調整、清掃以外の作業(交換、追加、改造、加工、変更)は認められない。なお使用や事故による摩耗、損傷した部品の交換(修復)については、大会技術委員長に許可された場合に限り認められる。その際、当該車両は再車両検査を受けなければならない。

#### 3・9・2 再車両検査

予選または決勝レース終了後、大会技術委員により指定された車両は、再車両検査を受けなければならない。

#### 3・9・3 公道走行車両検査

全ての参加車両は、公式車検合格後にサーキット場外へ持ち出される場合、事前に一般公道における安全な運行が可能であることを確認する為の公道走行検査を受けなければならない。当該検査は大会競技役員立会のもと、Honda ワンメイクレース事務局が指定した検査員が指定場所、指定時間内に行う。

##### 3・9・3・1 検査項目

- ① 車体外板
- ② かじ取り装置
- ③ 制動装置
- ④ 走行装置
- ⑤ 緩衝装置
- ⑥ 動力伝達装置
- ⑦ 電気装置
- ⑧ 原動機
- ⑨ 排気系
- ⑩ 灯火装置・方向指示器
- ⑪ 警音器・窓拭器・洗浄液噴射装置
- ⑫ 競技走行において異常が認められた箇所

検査項目は上記JAF指定の「自動車登録番号標付車両によるレース終了後の車両検査票」に従い、さらに下記項目を追加する。



- ・エアバッグ機能の復元
- ・けん引用穴あけブラケットの取り外し
- ・最低地上高

### 3・9・3・2 検査結果 / 処置

公道走行車両検査において一般公道における運行に不適と判断された車両は、Honda ワンメイクレース事務局が管理し、その指示に従い保管場所、または自動車整備工場まで車両運搬車等で移動し、修理、整備を行う。

それらの作業が完了し、Honda ワンメイクレース事務局においてその確認がなされない限り、以降の本レースへの参加は受理されない。

### 3・9・3・3 検査未受検

参加車両が本検査を受けなかった場合、その競技成績は抹消され、かつその参加者、ドライバーおよび参加車両のそれ以降の本レースへの参加は認められない。

### 3・9・4 車両保管

車両は、公式車両検査以後 決勝レース後の公道走行車両検査終了まで、大会公式通知に示される所定の位置(パドック等)で待機しなければならない。また、予選・決勝終了後に当該大会競技役員により車両保管される場合があり、保管中の車両整備は一切禁止される。

#### 3・9・4・1 車両場外持ち出し

二日間開催大会において、一日目終了後参加者の移動を目的とする車両の場外持ち出しが認められる場合がある。ただし所定の手続き、公道走行車両検査が実施され、大会技術委員長ならびに大会競技長承認のもと大会審査委員会が許可したものに限る。

場外持ち出しがされた車両は、指定された時間に再車両検査を受け合格しなければその後の出走が認められない。

### 3・10 車両作業

大会期間中に認められる車両に関する作業は一般公道用途における車両の日常点検整備(脱着を伴う作業を含む)に順ずる以下の内容とする。ただし大会技術委員長の許可がある場合はこの限りではない。

- ① エンジンオイル、トランスミッションオイルの点検補充、交換
- ② ブレーキ液の点検補充、交換、エア抜き作業
- ③ 冷却水、クーラントの点検補充
- ④ バッテリーの点検、充電、液の補充



- ⑤ エアフィルターの点検、清掃
- ⑥ タイヤの点検、エア圧点検、調整
- ⑦ ホイールの点検、取り付けの確認
- ⑧ 燃料給油
- ⑨ サスペンションの減衰力調整および車高調整
- ⑩ その他 車両より部品の取外しを伴わない各部清掃

### 3・11 ブリーフィング

ドライバーは、大会公式通知に示された場所、時間にて行われるドライバーズブリーフィングへの出席が義務付けられる。

### 3・12 タイヤ

公式予選、決勝を通じて使用できるタイヤは4本までに制限され、公式車両検査時に4本のタイヤにマーキングが施される。なお使用されるタイヤは同一の銘柄、タイプおよびサイズの4本がセットで使用されなければならず、タイヤの裏組み(左右を逆に組み直す)についても禁止される。

#### 3・12・1 タイヤ交換

バースト等、やむを得ない事由によりタイヤの交換が必要となった場合、参加者の申請により大会審査委員会が許可したものに限り交換が認められる。

交換した場合、スターティンググリッドの降格またはピットスタート等のペナルティーが科せられる。

### 3・13 賞典

#### 3・13・1 大会賞典

Rd.1-Rd.9 大会

1-3位 正賞 N-ONE OWNER'S CUP 盾

1-6位 副賞 賞品

FINAL

1-6位 正賞 N-ONE OWNER'S CUP 盾

1-6位 副賞 賞品

#### 3・13・2 特別賞典

特別賞典については、「2015 N-ONE OWNER'S CUP ブルテン」にて別途発表される。



2015年2月13日 制定

## 3・13・3 年間賞典

1-6位 正賞 N-ONE OWNER'S CUP 盾

1-6位 副賞 賞品

## 3・14 シリーズポイント

各大会決勝順位によるドライバーポイントが設定される。

下記3・14・1による上位3大会のポイントと、3・14・2によるポイントの合計からなる、有効ポイント制によるシリーズポイントによって年間順位が決定される。

## 3・14・1 Rd.1-Rd.9

1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位	12位	完走
15	12	10	9	8	7	6	5	4	3	2	2	1 ポイント

## 3・14・2 FINAL

1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位	12位	13位	14位	15位	完走
20	17	15	13	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	2	1 ポイント

## 3・14・3 同ポイントの年間順位決定

以下の順にて決定される。

- ① 2015 N-ONE OWNER'S CUP FINAL の決勝順位      ② Rd.1-Rd.9 上位入賞回数  
 ③ 総獲得ポイント数      ④ Honda ワンメイクレース事務局による決定

## 3・15 大会会場(サーキット)での無線通信

大会開催期間中におけるドライバー(参加車両)との無線通信設備(携帯電話、トランシーバー等を含む)の使用は禁止される。その他の使用に際しては、各サーキット一般競技規則および各大会特別規則に従うものとする。

## 3・16 罰則

本規則、各大会特別規則および公式通知で定められた規則に対する違反の罰則は、大会審査委員会が決定し違反者に通告される。



2015年2月13日 制定

### 3・16・1 HORS ペナルティー

上記3・15の罰則とは別に Honda ワンメイクレース事務局 (HORS)により別途ペナルティーが科される場合がある。ペナルティーはポイントの失効から本レース出場停止までに至り HORS により通告、公示される。

### 3・17 本規則に記載されていない事項

本スポーティング レギュレーションに記載されていない事項については、「2015 N-ONE OWNER'S CUP ブルテン」、各大会特別規則、および大会公式通知によって公示される。



## ■ 4 テクニカル レギュレーション 【車両規則】

参加車両は、本テクニカルレギュレーションの以下項目に従ったものでなければならず、定められていない全ての変更、改造は一切禁止される。

また、当初より装着されている構成要素(部品)はその機能を保持しなければならない。

本規則は「2015年 JAF 国内競技規則 【自動車登録番号表付車両によるレース開催規定 第2条 参加車両】」に依る「2015年 JAF 国内競技車両規則 第3編「スピード車両規定」に準拠し、一般規定として「スピード B 車両」に分類される。また、安全規定、一般改造規定については第5章「スピードSA車両規定」に則り規定される。

### 4・1 車両

参加車両はホンダ N-ONE (形式:DBA-JG1 ターボエンジン仕様車)とし、道路運送車両の保安基準に適合した有効な自動車検査証を有し、その自動車検査証は型式指定番号ならびに類別区分番号を有していなければならない。レース期間中においてもけん引用穴あきブラケットを除くすべての部分は保安基準に合致する状態でなくてはならない。

### 4・2 定義

#### 4・2・1 純正部品

ホンダ N-ONE (形式:DBA-JG1 ターボエンジン仕様車)国内向け仕様として本田技研工業株式会社から販売されている部品。

#### 4・2・2 指定部品

Honda ワンメイクレース事務局により使用が義務付けられた部品。指定部品以外の使用は、純正部品も含み認められない。

#### 4・2・3 認定部品

Honda ワンメイクレース事務局により使用が認められた部品。認定部品を使用しない場合は、純正部品のみ使用が認められる。認定部品はブルテンで発表され、ブルテンの発行後、使用することが認められる。

認定部品の申請方法については「付則:認定部品規定」にて定める。

#### 4・2・4 純正部品、指定部品、認定部品の改造の禁止

Honda ワンメイクレース事務局が認めた場合を除き、純正部品、指定部品、認定部品に対する一切の加工、修正、調整等の改造は禁止される。



#### 4・3 車両最低重量

840kg

#### 4・4 安全規定

##### 4・4・1 安全ベルト

4点式以上のFIA公認安全ベルトの使用が義務付けられる。取り付け方法は、2015年JAF国内競技車両規則 第4編 付則「ラリー競技およびスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱」に則る。

##### 4・4・2 ロールバー

指定部品の使用が義務付けられる。

[ 指定部品：ロールケージ (株)M-TEC製 70020-XN5 -K0N0 ]

##### 4・4・2・1 ロールバーの車体への取付け

2015年JAF国内競技車両規則 第3編 第5章 第1条 1.4)ロールバー 第5-3図に則る。

##### 4・4・3 けん引用穴あきブラケット

指定部品の使用が義務付けられる。

[ 指定部品：牽引フック フロント (株)M-TEC製 74710-XN5 -K0N0 ]

[ 指定部品：牽引フック リア (株)M-TEC製 74720-XN5 -K0N0 ]

##### 4・4・4 座席

運転席は、保安基準に適合したバケットタイプの座席の使用が義務付けられる。

使用にあたっては、製造メーカーの発行する保安基準適合を証明する書類を常に携帯していなければならない。

##### 4・4・4・1 座席支持具(シートステー)、座席取り付け装置(シートレール)

バケットタイプの座席とともに設定されている保安基準適合のシートステー、シートレールの使用が義務付けられ、当初の座席の固定点を使用し装着されなければならない。

#### 4・5 改造規定

##### 4・5・1 エンジンおよびトランスミッション

以下の部品の変更が認められる。

・点火プラグ



2015年2月13日 制定

- ・オイルフィルターキャップ
- ・オイルフィルター
- ・ラジエターキャップ
- ・サーモスタット

4・5・1・1 CVTトランスミッション用オイルクーラー  
認定部品の使用が認められる。

4・5・1・2 バッテリー  
変更が認められる。ただし本体の外寸は純正部品相当でなくてはならない。

4・5・1・3 マフラーおよび排気管  
認定部品の使用が認められる。

#### 4・5・2 シャシー

4・5・2・1 最低地上高  
100mm以上。ただしアンダーカバー等の装着部位は60mm以上とする。

#### 4・5・3 ブレーキ

以下の部品の変更が認められる。

- ・ブレーキパッド、ブレーキシュー
- ・ブレーキホース

2015年JAF国内競技車両規則 第3編 第5章 第1条 1.1)配管類に則ること。

#### 4・5・4 スプリング / ショックアブソーバー

認定部品の使用が認められる。異なる認定部品の一部を組み合わせで使用することは出来ない。

#### 4・5・5 タイヤおよびホイール

##### 4・5・5・1 タイヤ

サイズ: 155/65R14または165/55R15

交換用としてタイヤ販売店等で購入できる乗用車用夏用タイヤへの変更が認められる。

ただし一般社団法人日本自動車タイヤ協会(JATMA)の定める「低燃費タイヤ等の普及促進に関する表示ガイドライン(以下、ラベリング制度)」で定義されるグレーディングに於いて、転がり抵抗性能の等級がA以上、ウェットグリップ性能の等級がa~dの範囲内にある「低燃費タイヤ」のみ使用が認められる。(参考: JATMA ラベリング制度 <http://www.jatma.or.jp/labeling/outline.html>)





2015年2月13日 制定

## 4・5・5・2 タイヤの加工の禁止

パンク修理を除く一切の加工は禁止される。ただし通常の使用におけるタイヤの磨耗は加工に該当しない。

## 4・5・5・3 ホイール

ホイールは以下のサイズ範囲内でスチール製またはJWLマークのある軽合金製への変更が認められる。  
ただし同一サイズの4本がセットで使用されなければならない。

リム径 (inch)	14		15	
リム幅 (J)(JJ)	4.5	5	4.5	5
インセット (mm 以上)	39	45	39	45

また、ホイールナットの材質および形状の変更は許される。

## 4・5・6 車体

以下の部品の取り外し、削除が認められる。

・ロールバーの車体への取り付けに伴う、最小限の内装

## 4・5・6・1 空力装置(エアロパーツ)

認定部品の使用が認められる。

ただし全長は量産車車両寸法 +30mm(3395mm+30mm)を超えてはならない。

## 4・5・6・2 エアバッグシステム

競技中は機能を停止してなければならない。

## 4・5・6・3 フロアマット、車載工具、パンク修理キット 等

競技中脱落が懸念される部品についてははすべて取り外さなくてはならない。

## 4・5・7 アクセサリー部品

下記および本規則に定めるもの以外は、取り付け、変更は認められない。取り付けに関しては安全性を考慮し確実に装着されること。

コーナーセンサー、コーナープロテクター、ドアエッジプロテクター、ナンバーフレーム、サイドバイザー、ドアミラーカバー、ウィンドウフィルム、スカッフプレート、灯火器類、警音器、空気清浄機、ナビゲーションシステム、補助メーター、ラップタイム計測機器、音響／映像機器、盗難警報システム、ETC車載器、障害者用操作装置、その他走行性能に影響しないと Honda ワンメイクレース事務局が認める部品。



#### 4・5・8 本規則に記載されていない事項

本テクニカル レギュレーションに記載されていない事項については、「2015 N-ONE OWNER'S CUP ブルテン」、各大会特別規則、および大会公式通知によって公示される。

